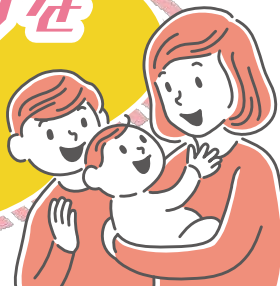


ひとり親家庭を応援します!!

お好みで
選べる!

応援セット(1万円相当分)を プレゼント!

期間中、1家族につき1回の申込みに限りです。



応援基本セット

毎日の食料品と便利な日用品の詰め合わせ!



※商品は品切れ等により、変更となる場合があります。



好きなコースを1つお選びください♪

- A 絶品! 富山県産品コース**
(美味しくお手軽ごはんできずみ)
- B お勉強 & 読書コース**
(図書カード 3,000 円分)
- C 元気ざかり! お米コース**
(富山県産コシヒカリ 10kg)
- D 駄菓子でスマイルコース**
(駄菓子詰め合せ)

申込期限

令和5年

7/14 金

まで

対象

申請日において、県内に在住し、以下のいずれかを満たす方

- ① 児童扶養手当受給者(対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより令和5年3月末に資格喪失となった児童扶養手当受給者を含む。)
- ② 平成16年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で、
 - ・ 公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していないが、収入が①と同じ水準の方
 - ・ 児童扶養手当を受給していないが新型コロナウイルスの影響により収入が①と同じ水準となっている方

申込
期間

令和5年3月29日(水) ~ 令和5年7月14日(金) まで ※郵送は必着、インターネットは23時59分まで

申込
方法

インターネットまたは郵送にてお申込みください。

インターネット 富山県ひとり親支援ナビ内の申請フォームに各記載事項を入力の上、必要書類(本人確認書類・要件確認書類)の画像をアップロードしてお申し込みください。

富山県ひとり親支援ナビ内特設ページ <https://hitorioyanavi-toyama.jp/support/1140/>



郵 送

本チラシ裏面の申請書をご記入の上、必要書類(本人確認書類・要件確認書類)を同封し、事務局までご郵送ください。

〒930-0094 富山市安住町2番14号 応援セット申請受付事務局(北日本新聞開発センター内)

※申請内容に不備がある場合、事務局から電話連絡させていただく場合があります。

※申請から1ヶ月経過しても、応援セットが届かない場合は、下記事務局までご連絡ください。

※事務局より応援セット申込みに関する個別勧誘等の連絡(電話やメール、直接訪問等)は一切行っておりません。

事務局を装った詐欺の恐れがありますのでご注意ください。

※個人情報の取り扱いについて: 申請書に記載された内容は、応援セット発送以外の目的に使用しません。



お申込み
お問合せ

応援セット申請受付事務局

専用ダイヤル ☎076-411-5576

受付
時間

平日(月~金) 11:00~19:00
土・日・祝 10:00~17:00

〒930-0094 富山市安住町2番14号 北日本新聞ビル3F 株式会社 北日本新聞開発センター内
メール: katei-ouen@kc1.co.jp

応援セット申請書(請求書) ※郵送申請の場合、こちらをご活用ください (WEB申込はこちらから→)



【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 5 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	現住所(応援セット発送先)(※1) 【注意】申請者住所に発送します	TEL(日中対応可能な連絡先)(※2)

※1 富山県在住者が申請可能です
※2 書類不備などがあった場合にご連絡させていただくことがあります

2. 申請商品コース・受取希望時間帯

希望するコース、受取希望時間帯に○を付けてください。(発送はヤマト運輸にて申請受付から3週間以内にいたします)

Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
富山県産品	図書カード3,000円分	県産コシヒカリ10kg	駄菓子詰合せ

受取希望時間帯	
指定なし	16時～18時
午前中	18時～20時
14時～16時	19時～21時

3. 申請対象者要件

以下のいずれか該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。
現在、事実婚状態である場合は、申請対象者要件に該当しませんので、ご注意ください。

支給要件	
☐	①児童扶養手当受給者 (対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより令和5年3月末資格喪失となった児童扶養手当受給者を含みます。)
☐	②平成16年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で、収入が児童扶養手当受給者と同等(※3) 以下の該当する項目のチェック欄(□)にも『✓』を入れてください ☐ ア) 父母が婚姻(法律婚・事実婚)を解消した児童を養育している ☐ イ) 父または母が死亡した児童を養育している ☐ ウ) 母が婚姻(法律婚・事実婚)によらないで懐胎した児童を養育している ☐ エ) 父または母が障害(障害年金1級)の状態にある児童を養育している ☐ オ) 父または母が配偶者からの暴力(DV)に関する保護命令を受けた児童を養育している

※3 収入が児童扶養手当受給者と同等であることを確認するため『簡易な収入額の申立書』(別紙様式)の提出をお願いします。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

☐	ひとり親家庭応援事業の申請対象者要件に該当します。
☐	この申請は初めてです。
☐	申請対象者要件に該当しないことが判明した場合は、応援セットを返還します。
☐	申請書や添付書類の不備等により、応援セットの送付が完了せずかつ、令和5年7月14日(金)までに事務局が申請者に連絡・確認できない場合、応援セットが送付されないことに同意します。

以下の必要書類「1本人確認書類」と「2 申請対象者要件確認書類」とも、チラシ表面記載の事務局まで郵送してください。

☐	1本人確認書類	以下のいずれかのコピー 申請者の運転免許証(裏面記載がある場合は裏面も)、健康保険証、マイナンバーカード(表面) 【注意】健康保険証のコピーを添付される場合は、「保険者番号及び被保険者等記号・番号」を塗りつぶしてください。
☐	2要件確認書類	以下①または② ①児童扶養手当の支給を受けている場合 (対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより令和5年3月末資格喪失となった児童扶養手当受給者を含みます。) ・「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当手当額改定(令和5年4月分からの手当額改定)通知書」のいずれかのコピー ※富山市、高岡市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町在住の方は、 「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」のコピーでも受け付けます ※対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより令和5年3月末資格喪失となった児童扶養手当受給者の方は、 「児童扶養手当資格喪失通知書」のコピーでも受け付けます(全部支給停止者の方は除きます) 【注意】受給資格者名や受給資格有効期限、通知日がわかるようにコピーしてください。 ②平成16年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で、収入が児童扶養手当受給者と同等である場合 ・A及びB A.申請者と児童の戸籍謄本(抄本)及び申請者・児童の属する世帯全員の住民票(続柄があるもの) ※児童扶養手当受給資格認定者で手当を全額支給停止となっている方は、 Aの代わりに「児童扶養手当支給停止通知書」のコピーでも受け付けます ※魚津市、黒部市、砺波市、南砺市在住の方で、「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」をお持ちの方は、 Aの代わりに「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」のコピーでも受け付けます 【注意】戸籍謄本(抄本)、住民票とも発行から1か月以内のものとしてください。いずれもコピー不可です。 【注意】「児童扶養手当支給停止通知書」の場合、受給資格者名や支給停止の期間、通知日がわかるようにコピーしてください。 【注意】「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」の場合、受給資格者名や受給資格有効期限がわかるようにコピーしてください。 B.『簡易な収入(所得)額の申立書』(別紙様式)及び直近の給与明細書(コピー)、年金振込通知書(コピー)等の収入額が分かる書類 【注意】給与明細書については、申請者名や給与支給年月、給与支給総額、給与支給者がわかるようにコピーしてください。 【注意】年金振込通知書については、申請者名(年金受給者名)や年金支給総額、通知日がわかるようにコピーしてください。 【「3の申請対象者要件②のイ)またはオ)に該当する方」や「対象児童全てと別居されている場合」】 ・別途追加書類が必要となります。 詳しくは、事業案内HP (https://hitorioyanavi-toyama.jp/support/1140/) をご確認ください。

個人情報の取り扱いについて: 申請書に記載された内容は、応援セット発送以外の目的に使用しません。